

第4回理事会議事録

平成24年6月5日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第4回理事会議事録

1. 招集年月日 平成24年4月18日（水）
2. 開催場所 「田中田村町ビル」
東京都港区新橋2-12-15田中田村町ビル8階
3. 開催日時 平成24年6月5日（火）午後3時00分
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
(出席者) 多田 宏、小林 悅夫、鎌田 ケイ子、鶴 精三
(出席監事) 金田 充男、高橋 忠夫

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数に達した旨報告。

はじめに、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、定款第37条に基づき理事長である多田氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第45条に基づき、多田理事長、金田監事、高橋監事とする。

7. 議事の経過、要領及び議案議決の結果

◎ 議案

(1) 第1号議案

「平成23年度事業報告及び決算書

(平成23年10月3日～平成24年3月31日)」の件

(2) 第2号議案

「平成24年度事業計画への追加事業及び補正予算」の件

1 中国帰国者生活文化作品展（日中國交正常化40周年及び援護基金創設30周年記念事業）の開催

2 援護基金ホームページの改修

(3) 第3号議案

「平成23年度決算書

(平成23年4月1日～平成24年10月2日)訂正」の件

(4) 第4号議案

「第三回評議員会開催に伴う評議員の招集」の件

◎ 報告事項

- (1) 「団体助成委員会の新委員委嘱」の件
- (2) 「東日本大震災義援金の処理」の件

◎ 第1号議案 「平成23年度事業報告及び決算書

(平成23年10月3日～平成24年3月31日)」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 本事業報告及び決算書（以下「報告書」という。）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人としての第1事業年度の報告書であること。
- (2) 事業期間は、平成23年10月3日から平成24年3月31日迄であること。
- (3) 基本財産の運用状況、寄附金募集状況、事業安定化準備資産の取崩、各種事業の実施状況及び遂行した事業に要した決算額について議案書に基づき報告した。

続いて高橋監事から平成23年度下半期（10月3日から翌年3月31日）の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「平成24年度事業計画への追加事業及び補正予算」の件

- 1 中国帰国者生活文化作品展（日中国交正常化40周年及び援護基金創設30周年記念事業）の開催
- 2 援護基金ホームページの改修

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

- (1) 本年度中に日中国交正常化40周年及び中国残留孤児援護基金30周年を迎える。10月には公益財団法人に移行して1周年となる重要な節目の年である。以前より帰国者及び支援者から帰国者の趣味活動の作品展を開催できないかとの要求があり、この機会に平成24年度公益目的事業 公2(9)普及啓発・広報事業として「中国帰国者生活文化作品展」を、本年10月15日から19日にかけて5日間開催し、日頃の活動の発表機会を設けるとともに、一般の方々にも中国残留孤児問題及び援護基金の取組みについての関

心を喚起するための機会とすること。その実施のために補正予算300万円を計上すること。

(2) 援護基金のホームページは、平成17年に個人情報取扱事業者として個人情報保護基本方針を公開する必要から開設し、業者に頼らず内部職員の手作りによる簡素な体裁で更新頻度も少ない状態にあったが、現在インターネットは、企業・団体の重要な顔となっていることもあり、中国残留邦人問題の普及・啓発の面からも援護基金の法人としての広報・宣伝面からもホームページをより積極的に活用してゆく必要があると考え、現行のデザインを刷新して、専門知識のない職員でもホームページ内容の更新が容易な形式に改修すること。改修の重要な作業は専門業者に委託し、その実施のために公益目的事業公2(9)普及啓発・広報事業として200万円の補正予算を計上すること。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

1 「中国帰国者生活文化作品展」の実施については、(1) 一ヵ所だけではなく、期間が短くとも他に2, 3ヵ所都内の別の場所でも実施した方がより多くの都民に訴えかけられるのではないか。(2) どのような方に来ていただこうと考えているのか。身内だけで作品展を開催することはお祝いなので結構なことであるが、中国帰国者の歴史、中国残留邦人問題を取り上げた資料コーナーを充実させれば、一般の方も見に来るかもしれない。(3) 書道、水墨画、手工芸は相当水準の高い作品が集まるだろうから、できれば展示即売会を行い援護基金の収入にしたらどうか等の意見・質問があった。

それらに対し、(1) 作品展の会場数を増やすことでご覧いただく機会を増やすのは、それに超したことはないが、他に何か良い方法があるかを考えたい。無料で会場を手配するのは難しいと思うので、作品をホームページ上のギャラリーで展示するといった方法ができるだけ多くの方々にご覧いただけるようにしたい。(2) 作品関係者だけでなく、より工夫をして一般の方に中国帰国者問題及び援護基金の活動について知っていたることが大切であると考える。援護基金、定着促進センター、支援・交流センターの各機關紙をフルに活用すると同時にマスコミに紹介していくよう働きかけ多くの方に关心をお持ちいただけるよう方法等につき検討したい。(3) 作品は個人に帰属するので販売は難しいが、寄附箱を設置したり援護基金出版物の販売を行う等検討したい。と事務局がそれぞれ回答。

2 「援護基金ホームページ改修」の件については、次の意見が出された。

現在のホームページを見たが、真面目で地味だが良い印象である。ホームページの改修は、専門業者に依頼せずとも職員で更新ができるよう改修したいとの話だが、次年度以降更新のための経費をどう考えておられるのか。業者に手玉に取られたことのある経験から申すと改修もけつこう難しい作業である、経費をかけると切りがないので、是非皆様の知恵で良い改修をされたい。

これに対し、業者から改修の見積書を取得済であるが、今後の維持に費用及び手間がどの程度かかるのかをよく考慮して業者を選定し、低成本で各担当職員が維持・更新できる形としたい旨を事務局が回答。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「平成23年度決算書

(平成23年4月1日～平成23年10月2日)訂正」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) 第三号議案の最後の資料にあるとおり公認会計士 栗田和憲事務所による公益財団法人としての第1事業年度の会計監査を実施する過程において、前期決算書(平成23年4月1日～平成23年10月2日)の財務諸表等(貸借対照表、貸借対照表内訳表及び財務諸表に対する注記)で、基本財産の一部を一般正味財産として、残りの基本財産を指定正味財産として表示すべきところを、誤って基本財産すべてを指定正味財産とする誤謬が発見されたため、これらの訂正を行い、旧主務官庁の厚生労働省他に対して訂正後の前期決算書を提出する必要があること。

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第4号議案 「第三回評議員会の開催に伴う評議員の招集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第22条の規定に基づく理事会決議事項である「評議員の招集」について、次の議案を諮るため平成24年6月19日付、評議員を招集すること。

1. 「平成23年度事業報告及び決算書
(平成23年10月3日～平成24年3月31日)」の件
※公益財団法人としての第1事業年度
2. 「平成23年度決算書
(平成23年4月1日～平成23年10月2日) 訂正」の件
※特例民法法人としての最終事業年度

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上をもって第4回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣言し解散した。（閉会時間：午後4時22分）

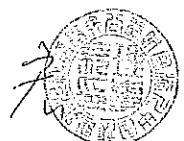
上記の議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成24年6月19日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

三 (印)



監 事

高 橋 忠 夫 (印)

監 事

金 田 充 男 (印)

